

新宮市立学校教職員の業務量管理・健康確保措置実施計画

令和 8 年 4 月 1 日

新宮市教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨・現状・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2. 目標・・・・・・・・・・・・・・・・	3
3. 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・	3
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容・・・・・・・・	3
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて・・・・・・・・	5

Ⅰ 計画の趣旨・現状

(1) 計画の趣旨

近年の社会情勢の急激な変化に伴い、学校を取り巻く環境が複雑化・多様化するとともに、保護者や地域からの学校や教職員に対する期待が高まっていることなどから、教職員の業務は多忙化している。

そこで教職員のこれまでの働き方を見直し、多忙化を解消することは、こどもと向き合う時間を確保するとともに、教職員の日々の生活の質や教職人生を豊かにすることにもつながると考えられる。

令和7年6月に成立した「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（以下、「改正給特法」という。）」に基づき、服務を監督する教育委員会は、文部科学大臣が定める指針に即して「業務量管理・健康確保措置実施計画」を定めることとされたことを受け、新宮市立学校教職員の働き方改革の更なる推進に向けて委員会の実施する取組に関する計画を新たに策定するものとする。

(2) 本市の現状

令和6年度の教職員の時間外在校等時間は以下のとおりとなっている。

	1か月あたりの割合			1年あたりの割合	
	45時間以下	80時間以上	平均	360時間以下	平均
校長 (9人)	100%	0%	36時間	22.2%	424時間
教頭 (9人)	33.3%	11.1%	51時間	11.1%	606時間
教諭等 (153人)	79.7%	1.3%	29時間	56.2%	344時間

月の時間外在校等時間が平均して45時間以下なのは、校長で100%となっているが、教頭では33.3%となっており、教頭の業務量の多さがうかがえる。また教諭等では79.7%が45時間以下となっているが、月によっては80時間以上の教諭もあり、時間外の勤務の多さがうかがえる。また年平均では360時間を下回っているが、長時間残業をしている教諭もいることが分かっている。教材研究や生徒指導対応等の業務の負担が大きく、教職員の業務において、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが重要である。

これらを踏まえ、改正給特法第8条に基づき、本計画を策定するものである。

2 目標

本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・ 1 か月時間外在校等時間が 45 時間以下の割合が 100%を目指す
- ・ 1 年間における 1 か月時間外在校等時間の平均時間が 30 時間程度を目指す
- ・ 1 年間における時間外在校等時間が 360 時間以内を目指す

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

【カッコ内は令和 6 年度の数値】

- ・ 1 年間の年次有給休暇の平均取得日数が 15 日以上を目指す【11.7 日】
- ・ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合の減少を目指す【7.3%】

3 計画の期間

令和 8 年度から令和 11 年度までの 4 年間

ただし、計画の進捗状況等を踏まえ、適宜見直しを行う

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本市では、本計画期間中の重点事項として以下の内容に取り組む。

(1) 「業務の 3 分類」を踏まえた業務の見直し

① 学校以外が担うべき業務

○放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応（「3 分類」②関係）

- ・ 放課後から夜間における見回りについては、少年相談センターが行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回り活動は原則行わないこととする。
- ・ 補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うこととする。

○保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（「3 分類」⑤関係）

- ・ 学校からの訴えにより、首長部局とも連携し、顧問弁護士の利用など専門家を活用できる環境を整え、当該苦情等に対応できる体制の構築を目指す。

② 教師以外が積極的に参画すべき業務

○調査・統計等への回答（「3 分類」⑥関係）

- ・ICTを活用し、市から発出される調査の回答に係る事務負担の軽減を図る。

○部活動（「3分類」③関係）

- ・令和9年度中に、原則、休日のすべての部活動の地域展開を実現する。また平日の部活動については、活動時間の適正化を図る。

③ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

○授業準備・学習評価や成績処理（「3分類」⑤⑥関係）

- ・教材準備等において教員業務支援員を活用しながら負担の軽減を図る。
- ・採点ソフト等ICTを活用することにより、授業準備や採点事務に係る事務負担を軽減する。

○支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用し、専門的な知見を活用しつつ教職員が連携・協働した支援体制を構築する。
- ・医療的ケアが必要な児童生徒や特別な支援が必要な児童生徒に対して、看護師や学校支援職員などを学校に派遣する。

（2）学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教職員が担う業務の適正化を図る。

○各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小学校4年生以上では年間で1,086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。

○当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。

○校務の効率化に向けた点検シートを活用し、ノー残業デーの設定や年次有給休暇取得の推進・目標設定を行う。

（3）教職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取組む。

○1か月時間外在校等時間が80時間を超えた教職員に対しては、積極的な声掛けを行う。

○ストレスチェックを全校で実施し、実施後の結果等も活用して職場改善を推進する。

○年次有給休暇についてはまとまった日数を連続して取得できるよう、夏季休業日における学校閉庁日を設定し、各学校に対して取得を促進する。

○令和8年度中に全ての学校でノー残業デーを設定し、取組の推進を図る。

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・取組の着実な実行を図るため、市立小・中各学校の教職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、新宮市のHPで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。
- ・時間外在校等時間に係る目標の達成状況についてはタイムカード等において把握し、その他の目標については本市で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- ・教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・各学校における働き方改革の取組が進むよう、校長会等様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うなど、教育委員会から支援する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、育友会や学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。